

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は59頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

今回は、前回に引き続き、2004年4月に改正された調剤報酬点数表に関する事項について説明します。

Q1 患者から求めることができる実費について質問があります。患者の希望に基づく一包化や甘味剤の添加については、その分を患者から実費徴収することが認められていますが、今回の改定により、一包化については調剤料として新設されました。2004年4月以降はどのように考えればよいのでしょうか。

A1 患者の希望に基づく一包化や甘味剤の添加、すなわち、治療上の必要性がないものについては、その行為の実施を処方医に確認した上であれば、そのサービスに係る実費を患者から徴収することが認められています。2004年改定においては、一包化は新たな調剤料(一包化薬)として新設されましたが、取り扱いについては従来どおりとなります。

これまで一包化については、加算方式(調剤料+一包化加算)として算定されてきましたが、2004年4月以降は一包化薬という、技術工夫を含む調剤料として新設されました(本連載2004年4月号参照)。そのため、治療上の必要性がなく実費徴収する場合の取り扱いについては、どこまでを保険適用し、どこから実費徴収すればよいのか

とまどうかもしれません。取り扱いや考え方については何ら変更されていません。すなわち、治療上の必要性がない一包化については、内服薬の調剤料に係る部分までを保険請求し、それ以外の一包化の行為に係る部分のみ実費徴収の対象としてください(図)。

今回の調剤報酬改定において、一包化薬の新設については、従来の内服薬調剤料と一包化加算に係る医療費のデータを基に、財源中立として組み替えられています。したがって、具体的な実費の徴収方法について考えた場合、たとえば、①一包化薬として算定した場合の調剤料と内服薬の調剤料との差額相当分を徴収する方法、もしくは、②従来の一包化加算の相当分を実費徴収する方法——などが考えられます。計算方法や価格については、保険薬局ごとに設定の上、実施してください。

Q2 特定保険医療材料の請求方法について質問があります。これまで特定保険医療材料については、保険薬局ごとの購入価格により請求していましたが、今回の改定に伴い、どのように請求すればよいのでしょうか。

A2 請求方法や考え方については従来どおりですが、新しく設定された価格(公定価格)に基づき保険請求してください。

Q
&
A

<患者の希望により、3剤の内服薬を一包化した場合>

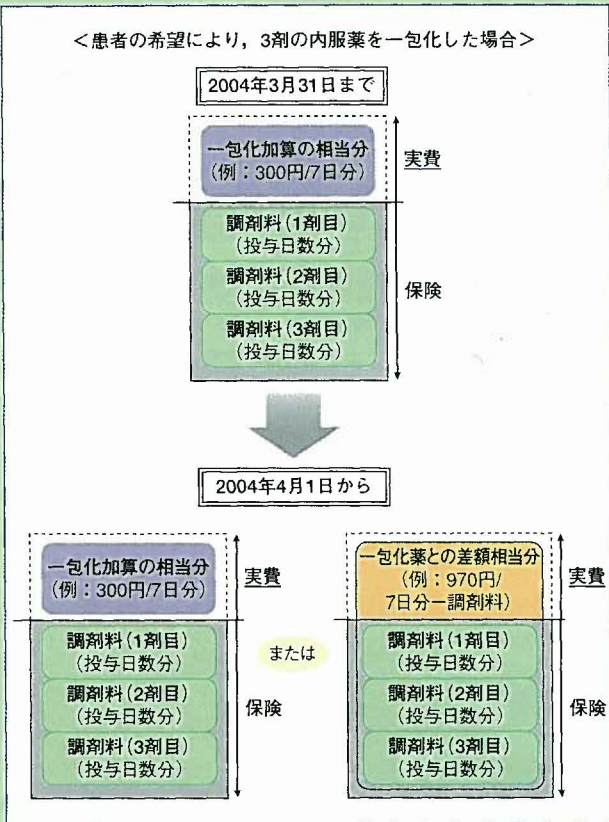


図 患者から求められることができる実費の考え方

特定保険医療材料に係る保険請求については、官報告示されている材料価格基準(特定保険医療材料およびその材料価格)に基づき算定します。調剤報酬点数(保険薬局)として保険請求できる特定保険医療材料のうち、既に一部の材料価格については、決められた一定価格(公定価格)として設定されていましたが、それ以外のほとんどの材料価格については保険薬局ごとの購入価格とされていました。そのため、全ての材料価格が保険薬局ごとの購入価格により請求するものである、と若干誤解されていた人がいるかもしれませんが、今回(2004年度)の材料価格基準の改正により、全ての材料価格が公定価格として全面的に整備されたということになります(2004年3月5日、厚生労働省告示第81号)。制度について変更が生じたということではありません。

表 材料価格基準(調剤報酬関係)

特定保険医療材料	材料価格(2004年4月1日~) ()内は旧価格	
インスリン製剤注射用ディスポーザブル注射器	20円	(*)
ヒト成長ホルモン剤注射用 ディスポーザブル注射器	11円	(*)
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤注射用 ディスポーザブル注射器	11円	(*)
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤注射用 ディスポーザブル注射器	11円	(*)
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤注射用 ディスポーザブル注射器	11円	(*)
性腺刺激ホルモン製剤注射用 ディスポーザブル注射器	11円	(*)
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体注射用 ディスポーザブル注射器	11円	(*)
ソマトスタチンアナログ注射用 ディスポーザブル注射器	11円	(*)
腹膜透析液交換セット (1)交換キット (2)回路	596円	(613円)
①Yセット	958円	(958円)
②APDセット	5,890円	(5,960円)
③IPDセット	1,070円	(1,070円)
在宅中心静脈栄養用輸液セット	2,080円	(2,080円)
在宅悪性腫瘍患者自己注射用 ディスポーザブル注射器	11円	(*)
グルカゴン製剤注射用ディスポーザブル注射器	11円	(*)
在宅寝たきり患者処置用栄養用 ディスポーザブルカテーテル		
(1)経鼻用		
①一般用	246円	(353円)
②乳幼児用	112円	(112円)
③経腸栄養用	1,840円	(1,940円)
④特殊型	2,200円	(2,260円)
(2)腸瘻用	4,350円	(4,640円)
万年筆型インスリン注入器用注射針	17円	(*)
万年筆型ヒト成長ホルモン剤注入器用注射針	17円	(*)
ヒトソマトメジンC製剤注射用 ディスポーザブル注射器	11円	(*)

* 保険薬局における購入価格

2004年4月1日以降の調剤分については、新しい材料価格基準(公定価格)に基づき請求してください。ただし、変更されたのは材料価格基準のみであり、点数への換算やレセプト記載方法などについては従来どおりです(表)。